

平成29年陸別町議会3月定例会会議録（第5号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成29年3月14日 午前10時00分			議長	宮川 寛
	閉会	平成29年3月14日 午後2時16分			議長	宮川 寛
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員  出席 8人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	中村佳代子	○	8	宮川 寛	○
	2	久保広幸	○			
	3	多胡裕司	○			
	4	本田 学	○			
	5	山本厚一	○			
	6	渡辺三義	○			
	7	谷 郁 司	○			
会議録署名議員	渡辺三義		谷 郁 司			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			主任主査 吉田利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野尻秀隆		教育長	野下純一	
	監査委員	飯尾清		農業委員長（議員兼職）	多胡裕司	
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副町長	佐々木敏治		会計管理者	芳賀均	
	総務課長	早坂政志		町民課長	（芳賀均）	
	産業振興課長	副島俊樹		建設課長	高橋豊	
	保健福祉センター次長	丹野景広		国保児童診療所事務長	（丹野景広）	
	総務課参事	高橋直人		総務課主幹	空井猛壽	
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教委次長	有田勝彦				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	棟方勝則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
追加1		追加議案の取り扱いについて
追加2	議案第24号	政府契約の支払遅延防止に関する法律第8条第1項の規定に基づく支払遅延に対する遅延利息の率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
2		一般質問
3	発議案第1号	議員の派遣について
4		委員会の閉会中の継続調査について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎諸般の報告

---

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

---

◎開議宣告

---

○議長（宮川 寛君） これより、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、6番渡辺議員、7番谷議員を指名します。

---

◎追加日程第1 追加議案の取り扱いについて

---

○議長（宮川 寛君） 追加日程第1 追加議案の取り扱いについてを議題とします。

3月10日、町長より追加議案の提出がありました。本件については、昨日、議会運営委員会を開き、取り扱いを協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○議会運営委員長（多胡裕司君）〔登壇〕 町長から、追加で提出のありました議案第24号について、昨日、議会運営委員会を開催し取り扱いを慎重に協議しましたので、結果を御報告いたします。

本案につきましては、お配りしております日程表のとおり、本日の日程に組み入れ審議することにいたしました。

以上のとおりでありますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げ、報告いたします。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、議案第24号を本日の日程に組み入れて、日程表のとおり議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号を、本日の議題とすることに決定しました。

---

**◎追加日程第2 議案第24号政府契約の支払遅延防止等に関する法律  
第8条第1項の規定に基づく支払遅延に対する遅延利  
息の率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例**

---

○議長（宮川 寛君） 追加日程第2 議案第24号政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく支払遅延に対する遅延利息の率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第24号政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく支払遅延に対する遅延利息の率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてですが、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく支払遅延に対する遅延利息の率の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものがありますが、内容につきましては総務課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、私のほうから議案第24号について説明をさせていただきます。

本件につきましては、関連する条例を整理するため、医療技術職員養成修学資金貸付条例の一部改正を第1条とし、陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正を第2条として、条立てで改正をしようとするものであります。

それでは、追加議案の1ページをごらんください。

議案第24号政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく支払遅延に対する遅延利息の率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例。

医療技術職員養成修学資金貸付条例の一部改正。

第1条、医療技術職員養成修学資金貸付条例の一部を次のように改正する。

第9条中、「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正。第2条、陸別町新農業人育成に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のよう改正する。

別表1の改正規定の前に、次の改正規定を加える。第10条中、「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改めるであります。

附則とし、施行期日、第1項、この条例は平成29年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、改正後の医療技術職員養成修学資金貸付条例第9条及び陸別町新農業人育成に関する条例第10条の規定は、この条例の施行日以後の違約金の割合から適用し、同日前の違約金の割合については、なお、従前の例によるというものであります。

本条例につきましては、提案の理由にありますとおり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく支払遅延に対する遅延利息の率が、平成29年4月1日から改正されることに伴いまして、本条例における違約金の率につきましても同様に改正をしようとするものであります。

以上で本条例の説明は終わりますが、以降、御質問によりお答えをしておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今回、金利、それを改正するものなのですが、これは違約金としての規定ですよ。そういった意味で、現実的に今、何人ぐらい借りていて、違約金が発生するような事態が、今まであったのかどうか説明願います。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 医療技術職員のほうにつきましては、違約金の発生はございません。今まで4件の利用がありましたけれども、残念ながらこちらの就職には至っておりませんが、償還金だけは返還をいただいているということになります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 新農業人育成に関する条例の新農業人のほうですけれども、過去に就農を断念して返還した事例は2件ほどございますが、いずれも期限内の返還ということで、この違約金を適用した事例はございません。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第24号政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく支払遅延に対する遅延利息の率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第2 一般質問

---

○議長（宮川 寛君） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番本田議員。

○4番（本田 学君） それでは、一般質問をさせていただきます。

きょうは教育長に、陸別町の小中学生の体力についてということで質問していきたいなと思っております。

予算のほうでも64万4,000円ということで、陸別町のリコーダーアンサンブル、3月26日に全国大会出場ということで、少ない人数の中、先生の引き継ぎもうまく進んで、工夫しながら進んでおまして、すごくいい成果なのかなと思っております。文化系ということで非常に難しい中、全国大会ということで、私にとってもすごくパワーになるなと思っておりますが、きょうは体力ということで、この後に少年団、部活等々が人口減によっていろいろな影響を受けていく中、どのように工夫して今後子供たちの体力というか、維持していくのかという質問をしていきたいなと思っております。

まず初めに、今回の広報にもいろいろ載りましたが、体力調査ということで28年度、4月から7月までの実施ということで行われたと思うのですが、その内容というか、どのように取り組んだかをまず最初にお聞きしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） ただいまの質問ですが、広報にも掲載いたしました平成28年度全国体力運動能力運動習慣等調査でありますけれども、これは文科省が全国一斉に実施しているものでありまして、平成20年度から実施しているものであります。各学校において、文科省から指定されている対象学年は、小学校は5年生、中学校は2年生ということで指定されております。当初、この取り組みが、なかなか統一されて取り組めてなかったという時期もあったと思っておりますけれども、陸別町は、自分が就任したときは既に全学年で取り組まれていたというふうに記憶しておりますけれども、小中ともに全学年でこの調査を実施してきているということで、今、そのデータをもとに子供たちの体力づくりということで取り組まれているというふうに、まず、そのような経過があります。

今回、陸別小学校では、28年度は体力調査の日ということで、1学年から6学年まで一斉に同日で設定いたしまして、文科省から示されております8種目の体力調査を行っております。中学校においては体育授業の中で、それぞれの学年で取り組まれております。

調査の内容の、取り組み内容につきましては、以上のような内容で取り組んでおります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） そこでこの結果というか、全国平均とか全道平均とか、もろもろいろいろなことが出てくると思うのですが、この総括ですね。この結果によって、子供たちはどの位置にいるのかということなのですが、最近、外で野球をやっている子だとかサッカーやっている子だとか、公園で遊んでいる子は見ますが、昔とはちょっと違った光景になっているのかなと思ったりしているような状況ではありますが、陸別の子供たちは全道・全国の中でどの位置にいるか、この総括をまずお伺いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 今、総括ということではありますが、広報にもちょっと載せてありますので、それに基づいて説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、体格という調査項目があります。男子では、小学生、中学生ともに身長・体重全国平均を上回っているというふうな結果が出ております。それから、女子の小学生では、全国と全道の平均のちょうど中間ぐらいというふうな位置で、身長は中間ということで、体重はちょっと全国・全道より軽めというふうな今回の場合の数値結果であります。それから、中学生においての体格ですけれども、身長は全国・全道平均よりやや低めですけれども、体重は全国・全道平均よりちょっと重い傾向にあったというふうな結果が出ております。

あと、8種目における実技でありますけれども、まず総体で言いますと、男子の中学生を除く小学校男女、それから中学の女子においては総合的な体力では、全国・全道平均とともに上回っているというふうな結果が出ております。中学の男子においても大きく離れているわけではなくて、やや下回っているというふうなところの結果であります。総体的には、陸別の子供は体格・体力関係とも、いい傾向にあるのかなというふうに判断をしております。ただ、今、総括をとということですので、ちょっと傾向と課題というところでお話させていただきます。

これは今までの過去のデータから、大体同様の傾向が出ているのですけれども、筋力関係、それから持久力というのは圧倒的に、圧倒的というか、全国を上回っている傾向が出ているのですけれども、前屈、それから瞬発力、跳躍力という立ち幅跳び、この傾向がどうしてもちょっと低いかなというふうな傾向があると見受けられます。この辺が課題なのかなというふうに思っております。

それをどうするかということで、小学校で全学年でこれを一斉にして、全部のデータをもとに、それを全学校で教諭が共有することによって、その傾向を把握しながら体育指導など、通常の指導を意識的にやっていくことができるというふうなことで、今、それに努めているところであります。

あと、中学校では全学年で課題を立てて、そして目標を立てて、一人一人が自分がその体力についてどうする、どういう状況か、それからどういう方向に行くかというそういう

自覚を持って生活してもらおうというところを目標に立てて、生徒指導、それから体育の学習、それから学校行事、それをどう結びつけて、どのような目的を持って参加するのかというふうなところを視点に置いて、取り組んでいるというふうなことであります。

あと、家庭では、学校給食も始まっておりますけれども、生活習慣と望ましい食習慣に努めていただきたいなということでお願いをしているところであります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） ありがとうございます。

全国・全道の平均の中に、陸別町の子供たちはいい位置というか、悪い位置ではないのかなという結果であります。いろいろ課題があったりとかするので、それをこれからどのように取り組んでいくかということなのですが、土曜日授業を使ってみたりだとか、放課後だとか、さまざまな授業ではできない部分で、クリアしなければいけない部分も出てくるのかなと思うのですが、その中で少年団活動とか部活動とか、今までこれだけの工夫をしながら来ているところで、維持されている部分もあるのかなと。

実際、少年団、バドミントン、空手、サッカー、水泳、スケート、野球ということでこのようになっておりますが、この中でサッカー、団体スポーツですね、今までもちょっとした危機がありまして、数年前はサッカー少年団はフットサルしか1年間の間に試合に出られなかった時を乗り越えて、今、サッカー少年団は24名おります。野球も一度なくなって、そしてまた復活して、今、15名います。

この中で、地元開催ということで昨年、木曜クラブという山田会長が立ち上げたクラブ旗の大会がありまして、私、数年ぶりにそういう地元の開催というか、大会を見ました。そういう活力を、陸別の大会でという活力が出てきたりだとか、そういう授業だけではない側面の盛り上がりが出てきて、こういう体力の維持にもつながっているのかなと思うのですが、ここの中で部活もそうなのですけれども、いろいろな指導者の、ボランティア的な指導者の中に、今の少年団活動が行われていると思うのですが、教育長の思う現状の皆さんの努力というか、そういう部分に関してはいかが思いますか。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 今の少年団の活動状況、それから本当に熱心なというかボランティア、それから子供たちに対する熱い思いで指導している者、この活動に対してどう思うかということであります。

今、大体、小学生は約100名近いというか、数字でありますけれども、今、各少年団に加盟している数字が80名弱ということで、約80%の子供たちが授業以外でその活動をしているというふうなことが、やっぱり人口が少ない中でも全国・全道の平均を体力で上回っているというふうなことは、こういう地道な地域の活動があるからこそ、こういう結果も出ているのだらうなというふうに感じております。そういう意味で、本当に各団体の指導者、それから育成会の方々には、本当に感謝の気持ちを持っております。



以上です。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） その流れがありまして、人口減のという問題の中に、今、教育長が言っていただいた100名の中で80名弱、その子たちが少年団活動ということですし、そして今の体力とかそういうものも、そういう側面ですね。先生たちの体育とかそういうもののいろいろ指導も努力もあったと思うのですけれども、そういう側面もあって今、こういう状況なのかなというところがあります。

そこできょうは特に団体スポーツということで、非常に困難な状況になっているということで、野球ですね。野球少年団、一度なくなってからまた始まって、指導者に非常に努力をしていただいて、今、15名で試合、先ほども木曜クラブ旗野球少年大会ということで、津別、置戸、訓子府というチームが陸別に集結して、陸別レッドイーグルスが優勝するという、本当に感動した試合も見ました。そんな流れの中に、中学校のほうにつながっていないのが、今、野球なんですね。野球少年団が終わると、この子たちは中学校に行くと、野球部が募集停止ということで、今年の4月から募集停止という状況になっております。この1年、さまざまな今の大会があったりとか、少年団の方たちの努力があってここまで来ている状況の中に、今回も卒業生が、6年生が数名、野球少年団の卒業生が出ます。その子たちが、今、行き場を失っているような状況であります。

これ野球部だけではなくて、さまざまなスポーツに出てくるのですが、今、現実問題が人口減とか、子供たちが少なくなっていくという問題の中に今の募集停止、今年の4月に募集停止ということなので、この1年流れがまた変わってきて今後どうなっていくのかなというところではありますが、ちょっと数字的な問題を言うと、中学生も今回21人の卒業生がいます、今度入ってくる1年生は14名なので、7名減で44名ということで、なかなか団体スポーツの持続とか、そういうものが難しいという判断の中に、いろいろなさまざまな理由の中に募集停止が行われたと思うのですが、そこまでの経緯と、どのようにしてそういうふうになったのかということをもっとお伺いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 陸別中学校における野球部の募集停止の経緯ということでの御質問であります。

今、質問のあったとおり、募集停止は昨年、28年の4月からということですが、この議論はその以前から当然ありまして、今、議論のあったとおり、将来の陸別中学校の生徒数の見込みをすると、28年度、29年度には40人台になるということで、しばらくその生徒数で推移するということが、それが予測されるという状況の中での部活動の適正な配置について議論をしてきている。それでいくと、今の団体競技を抱えている部活動の配置が、数字的には現状を維持していくというのは難しいというのが十分予測されていくという中において、適正な配置についての方針を持つということで、27年度中に議論をして、秋までにその方向性を出してきたというふうな経過であると理解しております。

す。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 9人いないと野球もそうですし、サッカーは5人でフットサルができてとか、今も8人制だとかいろいろなっておりますが、野球に関しては9人そろわないと試合ができないということで、これ物理的にどう考えても部活の存続というのは無理なのはわかります。今までもそういう危機があつて、9人そろわないでやってきた歴史があつて、足寄中学校と合同でチームをつくって大会に出場したりとかということも、今までやってきたことなのかなと。ただ、ここで問題は、距離的な問題があつたりだとか、子供たちが本当にそこまで行ってやっていいことなのかとか、実際、足寄まで行くのにも1時間近くかかって、帰ってきたら8時とかそういう時間のことで本当にいいことなのかとか、あと事故の問題とか、そういうことの問題もいろいろ議論されてきたのかなと思っております。

そこで、どっちにしても9人はそろふことがないと思うのですが、今まで足寄で、足寄と一緒にチームを組んできたこともあるのですが、ちょっと角度を変えて、帯広市内とかの現状とかはどのように、野球に限らずこういう小さな学校というか、少ない学校もあると思うのですが、帯広市内、大きなまちでもどんなことが起きているのかということをもまづ伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 今、帯広市内ということでの限定でありますので、帯広市内の私の知り得ている情報だけお話ししてもらいたいと思いますが、ある学校では、帯広市内といってもいろいろ規模の大小があります。それである中学校では、中学校に行ったらこの種目をやる、この種目とこの種目に力を入れて、部活動として取り組むというふうに取り組んでいる学校があるということで、そこに通う例えば中学校区ということで、そこにある小学校の中では、自分のやっていた競技とは違う部活になるというふうなこともあると。でもそこはそれに、その学校の、中学校の方針に基づいて、部活の中で活動をしているというふうな取り組み方があるとは聞いております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 高校野球もそうなのですから、いろいろな高校と合体して出たりとか、いろいろなっている中に陸別中学校もそのように、その前もやってきたと思います。今までの募集停止までの議論は、間違っていないなと思っております。

ただ、この1年いろいろ様子を見たりとか、保護者からの意見を聞いたりとかそんな中に、そのときの議論を別に覆すとかそういう問題ではなくて、そこまで来た経緯というのは真剣に子供たちのことを思い、陸別のことを思い、どのようにしたらいいかという、多分たどり着いたことだと思っておりますが、ここで教育行政執行方針の中に、陸別の子は陸別で育てると書いてあります。その中に、教員一人一人が地域とともに歩み、子

供たち一人一人の資質や能力に向き合い、学びの系統の視点に立った工夫と改善に取り組みという、そして子供たちの目が輝いている学校ということが書かれております。

野球に限らずではない、だけの話をしたほうがわかりやすいのでしているだけなのかもしれませんが、これはこれからの団体スポーツにしても何にしてもかかわってくるのかなと思っていますが、何とか工夫をして、一度決めたことはどうしても揺るがないということではなくて、私も4月にそういうことになったときは、しようがないのかなと思っておりました。昨年の4月ですね、そういうふうになって、野球部がこういうふうになるのかなということは思っていました、ここ1年いろいろなさまざまな努力をしていただいている人たちの姿とか、後ろ姿を見てきて、そして子供たちの目の輝きと、そういうものもこの1年見てきました。

そこで、この輝きがここでなくなってしまうのかなと。ただ、現実にはチームがつかれないということで、それもわかりますが、何とか工夫をして来年度に向けて、もう一度工夫した中に足寄となのかではないのですけれども、もう一度、検討されたりとかそういうことができないことかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） ただいまの質問でありますけれども、教育方針の中で町ぐるみで子供たちを育てていくというふうなことで、大きな枠づくりをしております。優しい子供たち、そしてたくましい子供たちということで、それを地域で育てるというふうなことで、学校はその核になってもらうというふうな位置づけをしております。

それで本当にいろいろな経過がある中で現在の少年団、それから中学校の部活動ということがあります。これを何というのですか、単眼というのかな、そのことだけでとらえることでなく、やっぱりこれからのあり方というものの視点でとらえていきたいなというふうに思っています。その視点というのが、やっぱり少年団というか、一番成長をしていく成長期にある体力でいけば、特に少年団の育成の観点から教育委員会としては支援ということで、どういう支援があるのかということで、その視点でかかわっていきたいなというふうに思っております。

子供たちには本当にいろいろな能力があるということで、能力は無限なのだということで、以前この議会でも一般質問の中で指摘を受けて、指摘というか、そういう教示を受けているところがあります。まず、子供たちにはそういういろいろな能力があるのだということを知ってもらうということも大事なことだろうと思いますし、先ほど言ったとおり、体力と心が一緒に育つというふうなことが、基礎・基本になる大事な時期なのだろうなというふうに思っております。

どんなスポーツでも、その子の伸びしろというものをつくってあげるということが大事なのだといふふうにも言われております。その伸びしろを教わるというふうなことから自立、要するに自分で課題を見つけて克服していくようにできる子供を育てていくというふうなものであります。この大事な少年団というか、少年期の成長期をどのように支えてい

くか、支援していくかという観点で、教育委員会としてはこれから重点的にここに取り組んでいきたいなというふうに思っております。答えがありきでということではなく、みんなで議論できる場をまずつくっていききたいなというふうに、今は考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） まさにそのとおりかなと思います。今、一番大事なのは、余り保護者と学校側とかと感情論だとか、なぜないのだとかあるのだとかという前に、やっぱり一番大事なのは教育委員会が中心となるということかどうかは別としまして、やっぱり保護者、先生とか、教育委員会なりが密な連携というか、そこで信頼関係をこれから築いていってそこで保護者が納得いく、まずは子供たちが納得いくというところにいかなければいけないのかなと思っております。

何とか、いろいろ立場があるのもわかります。学校経営の中に校長がトップになって経営する中に、教育委員会はどうやって携わっていくのだというまさにそういう議論で、地域みんなでこの部活問題だけではなくても取り組んでいくかということなのですが、逆に小さな町だからほとんどの子供たちの顔も見えますし、できることなのかなと思っております。

学校の先生方は非常に、しばれフェスティバルも町民レクもそうなのですけれども、地域活動に積極的に参加していただいております。今後、いろいろそういう学校経営以外の中から、保護者とかそういうコミュニケーションをより一層とってもらって、こういう野球だけの問題ではないと思うのですけれども、きょうは全てのスポーツということで取り上げていますが、そういうものに取り組んでいかないと、十勝で一番少ない人口の中で、この人口減の問題が子供たちにしわ寄せが行くようであれば、余りにもかわいそうかなと思っているところなのですが、教育長の考えはいかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 今も質問の中にもありましたとおり、本当に野球だけの問題ではないというふうにまずとらえております。それからもう一つ、しばれフェスティバルの話も出ましたけれども、しばれフェスティバルは本当に自立した社会教育の集大成の場かなというふうに、私も感じているところであります。

その中で教師、それから子供たち、児童生徒たちが生き生きと活動していくというふうな場面もあるということで、本当に感謝もしております。その意味で、今回の少年団活動が中学校、要するに中体連につながっていかないという一つの事実ということはどうとらえていくかということで、これは陸別中学校だけの問題ではないというふうなことで考えております。繰り返しになるとは思いますけれども、小学生、要するに少年期の成長期にある知・徳・体のバランスのとれた教育というものはどうあるべきかというのを、この地域の中で議論する場をつくっていききたいなというふうに思っております。現状と将来を見通したそういう場を設けていききたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） そのとおりでありまして、本当に町全体でこういう問題をいろいろな角度から解決していかないと、中学校、小学校だけで、あと少年団とかだけで抱えると、その小さい部分だけで終わってしまうような気がします。

まとめになります。ぜひ柔軟な対応をしていただいて、一度決めたからといって、これはいろいろ時間が流れていって、環境も変わっていくと思います。それはそれで決めたことは決めたことで構わないのですが、その後、いろいろな検証した後にこうだったということは、全然間違いではないことだかと思いますので、ぜひ数名の、これから入学される子たちとか、目の輝きがあるような環境をつくっていただいて、もう一度野球部の問題にしてもほかのスポーツの問題にしても、年度、年度でいろいろなことを考えてやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 何回も、何回もというか、今まで説明させていただいたとおり、学校、それから指導者、それと一番大事な子供たち、みんなが主役になるような、みんなで力を合わせて育てていける地域づくりに努めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時57分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次、2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 質問を始めさせていただきます。

きょうは、社会福祉施設等における防火安全対策と要介護認定者の障害者控除対象者認定につきまして、町長にお伺いいたします。

最初に、社会福祉施設等における防火安全対策についてお伺いいたします。

昨年11月25日早朝、当町が管理運営しております高齢者共同生活支援施設福寿荘において火災が発生し、木造平家建て延べ床面積375.3平方メートルの入居棟1棟を焼失しました。この火災で負傷されました3名の方はもとよりのことではありますが、現在におきましても仮住まいの不自由な生活を送られております方々に、改めてお見舞い申し上げます。

折しも国においては、平成25年2月の長崎市の認知症対応型グループホームにおける重大火災事故等を教訓とする防火安全体制の徹底を関係機関に通知するとともに、消防用設備等の基準に関する法令であります消防法施行令等を改正し、平成27年4月1日に施行しております。

この火災事故を受けて、事故発生の翌日、国が都道府県に宛てた通知では、認知症対応型グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火、避難、通報体制の確保について再点検を行い、防火安全対策に万全を期するよう、管内市町村及び認知症対応型グループホームへの周知を徹底するようお願いしたいとし、また、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準においても、これに定める非常災害対策に係る各項目の実施状況について、市町村は管内認知症対応型グループホームに対する指導・助言を行うとともに、非常災害に関する具体的計画の策定状況などを点検することを求めています。

改正消防法施行令等に関する経過措置の期限とされます平成30年3月31日が迫る状況下で、この火災発生時の国の通知のみならず、町は介護保険事業の保険者であり、また、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス費の支給決定を行う立場として、それぞれの事業者に求められるこの法令改正の対応について、どのように指導されているのかお伺いしていきたいと思っております。

既に、法令等の施行から2年が経過しようとする状況に至っておりますので、その対応が進んでいるものと思いますが、この機会に検証させていただくとともに、国の通知にもありますように、法令等で規定されていない事業所の整備についても念頭に置いて質問を進めてまいりたいと思っております。

なお、社会福祉施設等についてということではありますが、一般的な表現として、この社会保障のくくりの中で行われる福祉の分野の事業を社会福祉事業としており、この事業を管理運営している事業所が社会福祉施設ということになるわけでありまして、当町では社会福祉法人と特定非営利活動法人、それぞれ二つの法人が介護保険事業と障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業を行っております。町内では、ほかに保育所も社会福祉施設ではありますが、きょうの質問の中では触れておりませんので、御了承願いたいと思っております。

介護保険事業といたしましては、介護老人福祉施設と老人短期入所事業、老人デイサービス事業、認知症対応型グループホーム事業。障害福祉サービス事業としては、障害者支援施設、障害者グループホーム、就労継続支援事業が事業として行われております。これらの事業及び事業所に関する消防用設備の基準も消防法施行令等で定められているわけでありまして、今回の改正においても幾つかの点で厳しくなっておりますが、きょうはその中からスプリンクラー設備の設置基準の見直し、自動火災報知設備の設置基準の見直し及び火災通報装置に関する基準の見直しにつきまして順にお伺いします。

なお、今後の質問におきまして、消防法施行令別表第1という言葉を使わせていただきますが、これは特に安全性を確保する必要性に応じて事業所を区分したものであります。社会福祉施設といたしましては、(6)項口がより必要性が高く、ついで(6)項ハということになります。

それでは質問をさせていただきます。

1点目のスプリンクラー設備の設置基準の見直しについてであります。これはスプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物として、防火対象物というのは先ほど申し上げさせていただきました事業所のことであります。延べ床面積が275平方メートル未満の消防法施行令別表第1(6)項のロに掲げる防火対象物が追加されております。わかりやすく申し上げますと、延べ床面積が275平方メートル以上のものに設置が義務づけられておりましたスプリンクラー設備について、改正では原則として延べ床面積にかかわらず、設置することが義務づけられたということになります。

この別表第1(6)項のロに掲げる防火対象物とは、避難が困難な要介護者及び障がい者を主として入居又は入所させる事業所のことであります。先ほど申し上げました当町内の事業所で、その対応がまだ実施されていないものがあるのか、まずお伺いたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員の質問にお答えしたいと思います。

現在、町内には(6)の項ロの社会福祉施設等で、スプリンクラー設備を設置しなければならない施設は、特別養護老人ホームしらかば苑、グループホームゆうの里・あいの里、障害者支援施設とまむ園、障害者支援施設みどりの園の4施設があります。いずれもスプリンクラー設備を設置しております。

また、おっしゃった延べ面積275平米未満の、今回の改正で追加された該当の施設はございません。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいま御答弁いただきましたとおりであると思います。介護老人福祉施設と障害者支援施設、それから認知症対応型グループホーム、さらには(6)項にも該当するわけですが、障害者のグループホームのうち延べ床面積が275平方メートル以上の1棟、これにつきましては既に整理がされていることは認識しております。そういうことであります。もう1点つけ加えさせていただきますが、障害者のグループホームの中で避難が困難な障がい者として、障害程度区分4以上で、避難に部分的な支援の必要な方が入居しているグループホーム、これにつきましても設置が必要になりますが、このような事業所が町内にあるのかお伺いたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 障害支援区分4以上の方々が入居するグループホーム等に関しても、消防としては施設側からの情報もないので、そのようなグループホームはないものと把握しているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） この状況につきましては、消防は今後、後ほど述べさせていただきますが、消防の査察、それから防火設備の報告義務がグループホームにも発生いたしますので、これからいろいろ調べて、あれば指導していくことになろうかと思っております。そのように理解しております。

今回の消防用設備等の基準改正では、これまでは消防法施行令別表第1(6)項のハ、ロの次に重要性が高い(6)項のハであります。に掲げる防火対象物のうち、延べ床面積が300平方メートル以上に限られていた自動火災報知設備の設置、これが延べ床面積にかかわらず利用者を入居又は入所させる全ての事業所に拡大されております。当町内においては、この消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物としましては障害者のグループホーム、これが該当することになります。その整備状況につきましてお伺いいたします。自動火災報知設備の件でございます。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 自動火災報知設備の設置についてですが、現在、町内においてただいまおっしゃられました(6)項のハに該当する300平方メートル以上の施設は、デイサービスセンター、陸別統合保育所、地域交流ホームふらっと、とまむ園、みどりの園作業棟、共生型就労支援センターみどりの園製材工場、共同生活援助事業用住宅グループホームオーロラ、この6施設がありまして、全て設置済みになっております。

また、今回の改正、これは延べ面積が300平米未満が追加ということですが、該当する施設はグループホームわかばの家、グループホームみらい、グループホームきぼうの3施設があります。この3施設にあつては、法改正以前より特定小規模施設用自動火災報知設備の設置をしているところでございます。ゆえに今回の法改正による町内の(6)項のハに該当する施設は、全て整備済みとなっております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいま御答弁いただきました単独で整備されておりますグループホームにつきましては、答弁のとおりだと思います。ただ、一つ、今後検討しなければならないのは、グループホームには賃貸住宅をグループホームにしているものがございます。それから、公営住宅もあります。これらの整備が今後検討材料、これは陸別町だけでなくほかの町でも、こういう賃貸物件に対する設備の整備が一つの課題になっておりますが、今後、これが対応の是非について検討されることになろうかと、そのように考えております。

次に、火災通報装置に関する基準の見直しについてであります。これは自動火災報知設備の設置に関連することでもありまして、今回の消防用設備等の基準改正では、消防機関へ通報する装置と自動火災報知設備との連動が義務化されております。これは消防法施行令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物について、これまでは自動火災報知設備の感知の作動を確認して、人為的に電話又は非常ボタン等で消防機関に通報しておりましたが、基準改正では感知機能作動に連動して自動的に起動して、消防機関に通報される設備の設置が義務づけられております。

このことは、火災通報装置が自動で119番通報するものでありますから、速やかな通報によって被害の軽減を期待するもので、消防機関が呼び返しにより火災を確認した場合又は応答がない場合は、消防車両が出動する仕組みであります。該当する防火対象物とい



たしましては、当町内では、介護老人福祉施設、認知症対応型グループホーム及び障害者支援施設が上げられますが、その状況についてお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） ただいまの消防機関に通報する火災通報装置と自動火災報知設備の連動についてですが、現在、町内にある先ほどの（6）項口の4施設においては、特別養護老人ホームしらかば苑、障害者支援施設とまむ園、障害者支援施設みどりの園、この3施設の設備は連動されています。

また、グループホームゆうの里・あいの里にあっては、法改正当初より消防職員が説明をしてきている状態ですが、まだ連動されていない状況でございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） それでは、これまでの質問を精査させていただきますと、平成21年4月施行の消防法施行令の改正、これは現行に至る前の改正のことでありますが、これに伴う消防用設備等基準改正では、消防法施行令別表第1（6）項口に掲げる防火対象物については延べ床面積に関係なく、自動火災報知設備と火災通報装置の設置が義務づけられております。さらに、スプリンクラー設備の整備が、それまでの延べ床面積1,000平方メートル以上から275平方メートル以上に引き下げられております。

そして今回の改正では、自動火災報知設備の感知と火災通報装置の作動を連動させることが義務化されたことと、スプリンクラー設備については延べ床面積にかかわらず、設置することが義務づけられております。ここまでの安全性を確保する必要性が高い消防法施行令別表第1、（6）項に掲げられる施設については、整備が全て終わっているということでもあります。失礼いたしました。認知症対応型グループホームについては、自動火災報知設備と火災通報装置の連動が指導されている途中であると、あと1年の中で整備されるものだろうと、このように考えております。

さらに、利用者を入居又は入所させる消防法施行令別表第1（6）項のハに掲げる防火対象物についても、延べ床面積にかかわらず自動火災報知設備の設置が義務づけられております。これらの基準改正に対して、自動火災報知設備と火災通報装置については、ただいま申し上げましたとおり、ロについては整備済みと、認知症対応型グループホームを除いては整備済みということでもあります。

それから、スプリンクラー設備につきましては全て整備済みと、それから自動火災報知設備につきましても、単独で設置しているグループホームについては整備済みと、そういう状況を確認させていただきました。

続きまして、今回の消防用設備等の基準改正に伴う改修に対する国の財政支援についてお伺いいたします。

これは主にスプリンクラー設備の整備を想定したものでありまして、スプリンクラー設備については、既に規定されたものについては整備されているということでありまして、ただ、国の通知にありますように、規定されていない部分についても積極的に整備をする

必要があるということでもありますので、ここで一通り財政支援の中身についてお聞きしたいと、そのように考えております。

冒頭でも申し上げましたように、消防法施行令等は大きな火災事故のたびに改正されて、消防用設備の基準が厳しくなっておりますが、平成18年1月、これも長崎県の大村市の認知症対応型グループホームの火災事故などを契機として、平成21年4月に改正された際には、入所施設におけるスプリンクラー設備の設置基準が強化されておりますことは、先ほど申し上げましたとおりでありまして、火災発生時に自力で避難することが困難な方が入所する社会福祉施設、これは先ほど申し上げました(6)項のロに該当する施設であります。その施設については、これも何度も申し上げましたように、延べ床面積が275平方メートル以上のものに厳しくされております。そしてその際の整備費に対する財政支援策として、介護保険事業では介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金、これを充てて先ほど出ておりました特別養護老人ホームのスプリンクラーを整備するとともに、障害者支援施設につきましては耐震化等整備推進事業費補助金、これによってとまむ園、それからみどりの園は平成14年の開設時からスプリンクラーが整備されておりましたので、これは対象にしておりませんが、これに加えて(6)項ハの障害者のグループホーム、これは若葉にあります旧障がい者の通勤寮をグループホームに転用した480平米ほどのグループホームですが、これのスプリンクラーも整備しております。

冒頭で申し上げました国が都道府県に宛てた通知でも、消防法その他の法令等に規定されていない設備の確実な設置といたしまして、スプリンクラー設備の設置が規定されていない275平方メートル未満の認知症対応型グループホームにおいても、今申し上げましたように、介護基盤緊急整備等臨時特例基金が活用されて整備をされたと、そういう経緯がございます。

繰り返しになりますが、消防用設備等の基準改正の経過措置の期限まで、あと1年ほどとなる状況下であります。今回も国の財政支援は示されているものと思います。規定の施設については整備が進んでいるところでございますが、繰り返しになりますが、規定されていない施設についても積極的に施設を整備する観点から、一応、国で示されている交付金の内容、補助金の内容について御質問させていただきます。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 障がい者施設等に関しましては、社会福祉施設等整備事業補助金でということであります。また、老人福祉施設に関しましては、地域介護福祉空間整備等施設整備等交付金で施設等整備に対する補助があります。消防法と関連する法律の改正等があった場合にも対応できる内容になっており、平成29年度分については、これから意向調査があるものと思っております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 以上、社会福祉施設等の防火安全対策につきまして、消防用設備の視点から検証させていただきました。この防火安全対策につきましては、同じく重要な

要件といたしましては、避難対策、それから職員の動員体制の確立、それから地域住民との協力体制の確保、これらについても検証すべきものでありますが、それらにつきまして、次の機会に改めて質問させていただきたいと、そのように考えております。

そして、これから改築整備が行われようとしております高齢者共同生活支援施設福寿荘につきましても、法令に基づく防火対象物かどうかで消防用設備の内容を決めるのではなく、入居される方の状態、不測の場合に自力で避難できるかどうか、そういう判断で整備をしなければならないと思っております。

したがいまして、これまで検証させていただきました内容の消防用設備につきましても、福寿荘にも備えてほしいと思うわけですが、先ごろ示されましたこの改築整備計画では、スプリンクラー設備と自動火災報知設備の整備とともに、避難訓練についても定期的に行うとのことでありますから、これまでに比べますと、大きな安全・安心につながるものと考えております。

また、このことは整備されます福寿荘と、その隣にあります介護予防施設ふれあいの郷、そして認知症対応型グループホームを一体的な防火区画として、互いの建物への延焼対策も考えておかなければならないと、そのように思っておりますので、お考えをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員の質問でございますが、それぞれの建築物は不燃材、防災のカーテンを使用しております。また、外構的なもので新たなことは現実として不可能でございますから、今後、町有の二つの施設につきましては、管理の委託を行っている事業者と連携して、避難訓練に合わせて消火訓練も行っていきたいと、かように思っております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 冒頭でも申し上げました福寿荘の火災事故が発生した当日、これは皆さん御承知のように無風に近い状態であったため、幸いに周囲の建物への延焼が免れました。仮に、北方向からの風があその時点で吹いていたなら、重大な状況になっていたかもしれないと思っております。建物の間に十分な幅員の道路等が設置されているわけではありませんので、延焼のおそれのある外壁部分に開口部、これを設ける場合にはガラス戸に遮炎性能の高い材質を使用するか、または防火戸などの防火設備も考えなければならないと、そのように思っております。

また、社会福祉施設等の防火安全対策としての消防用設備の基準の改正にも関連するわけですが、平成28年6月1日に施行されました建築基準法等の改正についてお伺いいたします。

これにつきましても冒頭で申し上げました、平成25年2月に発生した長崎市の認知症対応型グループホーム等の火災事故に対応したものでありますが、これを特に安全性を確保する必要性が高い建築物として、設備基準の適合状況を行政庁への報告対象に指定して

いなかったこと、このことから必要な是正措置の指導の機会を逸したということを教訓にしたと、そのように聞いております。その改正の一つに、防火設備に関する検査制度の創設があります。毎年の報告を求められるわけでありますが、初回の報告のみ3年間の経過措置が設けられております。

これは、これまでの建築基準法では、介護老人福祉施設、それから障害者支援施設につきましては、特定建築物として定期的な調査と報告が行われてきておりますが、今回の改正で延べ床面積が200平方メートル以上の認知症対応型グループホーム、それから障害者グループホームが加えられております。当町内で、これに該当する特定建築物が新たに発生することになるとは思いますが、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この建築基準法の改正によりまして、新規対象施設200平方メートル以上、これは新町2区にありますグループホームわかばの家231.86平方メートルでございます。これは各部屋、6部屋なのですが、全てに火災報知器を設置、これは平成29年度に設置することで基準をクリアできる、消防署と協議済みなのですが、また、平成29年度より、みどりの園と一緒に定期検査を受ける予定であります。

二つ目としまして、元町のグループホームみらい227.90平方メートルなのですが、これは平成29年度中に入所者6名、全て移動させて空き家とすると、その後の整備はない。旧わかばの家を解体し、建設中のところに移動するというところでございます。

三つ目といたしましては、若葉町のグループホームオーロラ、これは489.71平方メートル、平成29年度中に解体して建てかえの予定、これは整備の予定はなし、用途廃止するというところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいま御答弁いただきました改築ですね、それから利用者が移動するものに関しましては、29年度内で対応することになるかと思いますが、一番最初にありましたわかばの家、これは新町2区にあります賃貸物件でありまして、私の記憶では全体を利用するのではなく、一部分を利用しているということで、非常にこういう設備の設置については、貸し主の理解も必要ということでありまして大変かと思いますが、あと1年の中で対応していただくことになるかと思いますが。

繰り返しになりますが、この定期調査、報告の対象建築物の見直しは、先ほど申し上げましたように定期調査報告で不備の是正措置を見落とししたというか、そういう機会を逸したということを教訓にしたものであります。したがって、さきに質問させていただきました消防用設備を含む防火設備の整備を今後は確実に履行しなければ、報告しなければならないというような仕組みになるかと、そのように考えております。

これまで消防用設備の法令の改正に伴う町内の社会福祉施設等の対応状況について質問させていただきました。御答弁をいただきました。その内容につきましては、消防機関を

中心に適切な指導・監督が行われてきたものと、そのように確認ができました。また、事業者につきましてもコンプライアンスの保持の姿勢が見えますので、これも十分に評価できるものと考えております。そして、これから進められます高齢者共同生活支援施設福寿荘改築整備における防火安全対策の取り組みが、今後の民間事業者の施設整備においても生かされるようになってほしいと願うものであります。

それでは、次に、要介護認定者の障害者控除対象者認定についてお伺いいたします。

先ごろ町内各自治会を通しまして、「障害者控除対象者認定書について」と題するお知らせが回覧されているところでありますが、これは納税者自身又は控除対象配偶者や扶養控除の適用がない16歳未満の年少親族を含めて、扶養親族が所得税法施行令及び地方税法施行令上の障がい者に該当する場合には、一定金額の所得税控除並びに道町民税所得割の控除を受けることができるとするものであります。この控除対象となる方の範囲は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律や身体障害者福祉法の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方又は身体障害者手帳に身体上の障害がある人として記載されている方、さらには児童相談所、知的障害者更生相談所等で、知的障害者と判定された方などとなっております。そして精神又は身体に障害がある年齢が65歳以上の方で、その障害の程度が身体障害手帳に身体上の障害がある人として記載されている方などに準ずるものとして、市町村長等の認定を受け、障害者控除対象者認定書を交付されている方もこの対象になるというものであります。

ここまではお知らせに書かれているとおりであります。本日は、その具体的な取り扱いといたしまして、お知らせには明示されていない要介護認定者の障害者控除対象者認定につきましてお伺いします。

当町におきましては、障害者控除対象者認定書交付事務取扱要綱を平成16年1月1日に施行して、町長が認定する障害者又は特別障害者に対する障害者控除対象者認定書の交付事務を取り扱っております。その認定書交付事務取扱要綱では、認定に関する条項の別表第1に知的障害者等に準ずるもの、身体障害者に準ずるものとしての障害者控除に係る認定基準を定めております。その認定の方法に関する条項に、当該対象者が介護保険法の規定に基づく要介護認定又は要支援認定を受けている場合は、申請者の同意を得て介護保険における認定調査票を参考資料として利用できるとされていることを考えますと、満65歳以上で介護保険の要介護認定等を受けている方のうち、認定書交付事務取扱要綱に定める障害者控除に係る認定基準の要件を満たす方については、所得税及び道町民税所得割の障害者控除又は特別障害者控除の認定を受けることができると、そのように理解してよろしいかお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員のおっしゃるとおり、お見込みのとおりでございます。申請いただきまして、認定書の交付を受けていただき、申告の際提出いただければ、控除が受けられるようになっております。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） この障害者控除の対象者認定書交付事務取扱要綱は、所得税法施行令及び地方税法施行令に基づく、精神や知的及び身体上の障害がある人に準ずるものとして認定することを目的にしております。精神や知的及び身体上の障がいがある人につきましては、精神障害者保健福祉手帳や身体障害者手帳などを提示することで、障害者控除の取扱要件を満たすわけでありまして、所得税等の算定においては、そのように取り扱われておりますので、認定書の交付を申請する必要はないと、そのように理解しております。

この取扱要綱は、準ずるものの認定基準を明確にする必要があって、それを定めたものであります。いずれの市町村等でも同じような取り扱いをしておりますが、例えば、条文で対象者を明文化している町、これは十勝管内の自治体があります。

障害者控除対象者認定を受けることができるものは、介護保険法第19条第1項に規定する介護保険要介護認定を受けた要介護認定者又は障害の程度が…これ四つの区分がございます。障害の程度が精神上の障害を有し精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない65歳以上のもの、知的障害を有し療育手帳の交付を受けていない65歳以上のもの、身体上の障害を有し身体障害者手帳の交付を受けていない65歳以上のもの、さらには常に就床を要し複雑な介護を有するもの、このいずれかに該当するものとする簡明な規定を設けております。

また、当町の認定書交付事務取扱要綱は、平成16年1月1日に施行されてからは、所要の改正が行われていないようではありますが、所得税法施行令及び地方税法施行令については逐次に改正されておりました、参照するこれらの法令条文とは、そごがある箇所があるように思います。

さらには、さきに話させていただきました対象者の要件を簡明に規定すること、それから認定調査項目が示されて、判定会議による審査判定を規定してはいるものの、その判断基準、それから障害者と特別障害者の判断基準、これらが規定されていないように思います。それらを考慮して、所要の見直しを行う必要があると、そのように考えております。

質問続けさせていただきます。所得税法及び地方税法に基づく陸別町障害者控除対象者認定書交付事務取扱要綱に定める一定の要件を満たす要介護認定者についても、所得税及び道町民税所得割の控除が受けられるわけではありますが、当町には百数十人ほどの要介護等認定者がおられるわけではありますが、この認定書のこれまでの交付実績についてお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 交付実績なのですが、17件でございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいま申し上げました認定書の交付実績、御答弁いただきまし

た認定書の交付実績を考えますと、介護認定者の数から考えてですが、申請していれば認定されるであろう多くの方が、障害者控除を受けられていないのではないかと思います。扶養親族として同居の特別障害者であれば、控除額が75万円加算されますので、所得税額は復興特別所得税を含めて課税所得金額の最も低い階層であっても、税額にして3万8,000円余りくらいの違いが生ずるものと思っております。

もちろん要介護等認定者の全てが納税義務者又は納税義務者の扶養親族ではないと思いますが、この仕組みを知らない方もおられるのではないかと思います。申請方式ではなく、障害者控除対象者に該当する要介護等認定者には、漏れなく認定書を交付すべきとまでは申し上げませんが、例えば、広報では所得税の確定申告の案内として、介護認定を受けている方も対象になることがありますと、わずかに触れてはいるものの、この事務取り扱いの理解を深めるためには、先ほど申し上げましたように、要介護認定者を含めた対象者を明示する必要があると思っておりますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、いろいろ周知の方法等、そういう中で検討しているのですが、個人情報等とか何とかの問題もありますので、思い立ったら気楽に役場のほうに相談に行くと、そういうようなことを議員の皆様からも周知していただきたいなど、そのように思っております。

周知方法につきましては、いろいろな工夫をしていきたいと、かように思っております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいま御答弁いただきましたように、受けられる一つの利得については、やはり周知を密にさせていただいて、それを享受していただきたいと、そのように考えております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮川 寛君） 次、5番山本議員。

○5番（山本厚一君） 陸別町東京事務所の開設に関連して質問いたします。

開設の経緯と協定書の内容についてであります。昨年の10月に開設前に協議会が開かれ、説明がありましたが、11月に開設されてはいますが、エイデル研究所との長いつき合いが、このように東京事務所開設につながったと、大変ありがたく思っています。十勝でも帯広、池田、陸別と3市町のみでありまして、新年度事業についても議決したところではありますが、ここで執行方針についてお聞きしたいと思います。

町が平成元年にエイデル研究所、全日本電気機器連合音響部会ですか、俗に電気労連と友好調印を行いました。山間部地帯の陸別町と都市での生活、人との交流を目的とした友好調印でした。サマーイン、しばれフェスティバル、また、「陸別が好き」の発行など事業が実施されてはいますが、今回の協定内容を説明していただきたいと思っております。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 東京事務所が開設された経緯、また、協定書の内容についてでございますが、まず、陸別町とエイデル研究所、また、電気連合との友好提携の経過について説明申し上げたいと思います。

平成元年、1989年6月5日、エイデル研究所の仲介によりまして、陸別町と全日本電気機器労働組合連合会音響部会との友好親善関係の推進を図り、教育・文化、そして産業・流通と各分野にわたる交流を広く進めることを希望して、友好提携に関する覚書を締結したところでございます。

また、同日、陸別町・エイデル研究所・全日本電気機器労働組合連合会音響部会との三者間において、リ・クリエーションサマー in 陸別実行計画確認書を締結し、同年8月6日から10日まで第1回リ・クリエーションサマー in 陸別が実施され、今日まで継続されているところでございます。また、翌年の2月2日から5日には、第1回自然・挑戦 in 冬の陸別が実施されまして、今日まで継続されているところでございます。2002年、平成14年1月7日から10日まで、第1回冒険・体感 in とうきょう事業を開催しまして、現在まで継続しております。1999年、平成11年、陸別事業10周年記念事業記念文集発行、2008年、これは平成20年、20周年記念行事・記念文集を発行しております。2013年、平成25年、陸別事業25周年記念レセプションの開催をしているところでございます。

都市圏からの人材誘致、また、産業・経済・雇用など地域の活性化と発展には政府、また省庁などからの情報収集、都市圏への陸別町の情報発信などの取り組みにスピード感が重要であり、都内において、それらの業務を行う必要性があると考えたところでございます。

重複するかもしれませんが、協定を結んだ株式会社エイデル研究所は、議員も御存じのとおり、東京都内に事務所を構えておりまして、これまでサマー in りくべつや冒険・体感 in とうきょう、しばれフェスティバルなどにおいて、さまざまな協力をいただいております。職員の方もよく陸別町のことを御存じであることから、東京事務所開設に向け協議をしたところ、エイデル研究所事務所内での東京事務所の開設及び同研究所職員の協力について、御快諾をいただいたところであります。

協定書の内容につきましては、趣旨を人口減少時代にあって、都市圏からの人材誘致並びに産業・経済・雇用など地域活性化と発展に資するため、東京事務所を開設するとしております。東京事務所を、株式会社エイデル研究所事務所内とする。事務所の開設日を平成28年11月1日とする。各種施策及び東京都内並びにその周辺での行事等の情報を陸別町に提供する。業務といたしまして、一つ目が、陸別町のPR活動及び陸別町が行う事業等のサポート。二つ目が、中央省庁、都内企業、大学、各種団体等との連絡調整及び情報収集。三つ目が、移住・定住促進の情報発信、これはインターンシップ事業等を含めません。四つ目が、陸別町への各種事業等、企画提案などとしております。東京事務所にかかわる活動費等は、協議により決定するものとしております。



このような内容で、平成28年10月28日に協定書を締結しております。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 5番山本議員。

○5番（山本厚一君） よくわかりました。2番目の平成28年の事業内容、また課題があれば説明を願いたいと思います。

昨年の9月11日、陸別町で新農林業人人材発掘プログラムが、開発事業で千葉県から学生が、東北大学・国士舘・千葉大学、約10名ぐらいの学生が指導者と参加して、1週間ほど陸別に滞在しておりました。農林業体験のプログラムが実施されましたが、人材発掘のための有効事業と考えられました。参加者の大学生の感想など、何人かにお会いできましたが、その後の動きと取り組んだ関連事業についての御説明をいただきたいと思いません。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 平成28年度の事業の内容、そして新農林業人の発掘プログラム等々の御質問がございました。それにお答えしたいと思います。

平成28年度につきましては、東京事務所開設にかかわりまして挨拶回りを行い、北海道東京事務所、また東京都特別区長会事務所、農林業コラボ事業で関係のあった大学等において説明などを行っております。

また、東京都交通会館のふるさと回帰支援センターにあります北海道ふるさと移住センターにおいて、本年2月24日に北海道が主催する北海道ウィークという、アクティブシニア層を中心とする移住希望者などを対象とした、仕事をテーマとしたセミナーが開催されたところですが、陸別町の無料職業紹介所、東京事務所開設、町の移住・産業・子育て支援などの移住・定住対策の取り組みなどについて、当町職員にかわり説明をしたところでございます。その他としまして、陸別町に関する東京事務所への問い合わせへの対応などが行われております。

また、大学生受け入れ、冒険・体感inとうきょうなどのイベントとのかかわりでございますが、新農林業人人材発掘プログラム事業につきましては、平成28年度はエイデル研究所に委託して事業を実施したところでございます。冒険・体感inとうきょう、サマーinりくべつ、しばれフェスティバルなどは、エイデル研究所と電気連合との協定に基づく連携事業として、参加・協力を得ながら実施している事業となっております。

なお、平成28年度に実施した連携事業への電気連合の参加団体等としては、サマーinりくべつでは、トレーナー・事務局スタッフとしてヤマハ労働組合3名、JVCケンウッド労働組合3名、パイオニアグループ労働組合連合会4名、ティアック労働組合1名、富士通FIP労働組合4名、トランスコスモスユニオン2名、電気連合1名、エイデル研究所2名の8団体、総勢20名が参加されました。ちなみに電気連合の児童が27名、陸別の児童が25名の計52名の児童が参加しております。電気連合の児童は、全国から募集で参加となっております。

しばれフェスティバルにおきましては、ヤマハ労働組合3名、JVCケンウッド労働組合4名、パイオニアグループ労働組合連合会4名、ティアック労働組合2名、富士通FIP労働組合4名、NECソリューションイノベーター労働組合1名、C&D労働組合協議会1名、オンキヨー労働組合1名、トランスコスモスユニオン1名、東芝情報システム労働組合1名、沖電気カスタマアドテック労働組合1名、中央コンピューター労働組合1名、明電システムソリューション労働組合1名、電気連合1名、エイデル研究所2名、15団体、総勢28名が参加されました。

また、冒険・体感inとうきょうでは、陸別の児童14名が東京に行きましたが、現地スタッフとして、ヤマハ労働組合1名、JVCケンウッド労働組合1名、パイオニアグループ労働組合連合会2名、ティアック労働組合1名、富士通FIP労働組合1名、トランスコスモスユニオン1名、エイデル研究所2名の7団体、総勢10名の方の御協力がありました。

また、毎年、東京都内で行われる東京陸別会にも数名の御参加をいただいております、感謝を申し上げますとともに、今後も連携を図ってまいります。

平成28年度に実施しました新農林業人材発掘プログラム事業につきましては、千葉大学から男性1名、女性2名、東北大学から男性1名、国士舘大学から男性3名、女性1名、合わせて8名の大学生が参加いたしました。参加者からは、先ほど議員もお話の中でもありました。ふだん体験できない体験ができた、仕事の大変さややりがいを感じられた、貴重な体験ができた、酪農・林業のイメージが理解できた、町の人が温かかった、事業参加により、よい仲間と出会ったなどの御意見がありました。

参加者へのアンケートは、プログラムに関しては体験して陸別のよさを実感した、事前のワークショップと体験により効果が大い、陸別の歴史・文化・産業・人材など多面的な魅力が学べた。また、参加者の感想、学びとしては、実際に体験することによる就業意識が向上した。チームで取り組みをすることによる学びを感じた。地域の方々、現場の皆さんとの触れ合いからの気づき、また、まちづくりの魅力を感じたという御回答がありました。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 5番山本議員。

○5番（山本厚一君） よくわかりました。

最後に、今後、検討されている事業や事務所の運営費負担の見通しはということで、29年度の予算が理解できました。また、今、提携事業のサマーイン、しばれ、冒険・体感inとうきょう、東京陸別会との連携など、わかりました。

そういうことで、最後に今回、私がなぜ東京事務所の開設と電気労連、またサマーイン、いろいろ東京からもたくさん若い方が来ております。そこで、私、いつも思っているのですが、今回は提案であります、エイデル研究所との提携が来年で30年、30周年ですね。また、陸別町の開基100年ということで、実行委員会もこれからできると思

います。やっぱりこれから後々、記念として残るものということで、私、いつも思っています。イベントセンターも大変古くなっております。また、トイレなどもいろいろなイベントあたりでも大変皆さんに言われます。

そこで一つ、今回のエイデルとの30周年、また100年記念を、ひとつイベントセンターの敷地内に交流記念館といいますか、いろいろな各種の研修、よその町村にもありますが、別に陸別がないというわけではなくイベントセンターも使っておりますが、大変古くなっております。そこで交流記念館、宿泊施設、また休憩所、トイレなどそういったものをあそこの敷地内に建てて、そしてよそから来る方が宿泊もできる、そして研修もできる、休憩もできるということで、そういった施設もいよいよ陸別にも必要でないかと、そう思っております。町長、いかがでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今後のエイデル研究所との関係につきましては、これまでの関係を大切にしながら、さらにお互いの協力体制を築いていきたいと、かように思っていますし、そう望んでおるところでございます。

また、提携30年、開町100年の記念事業の取り組みについては、連携しながら情報交換していきたいと思っております。

議員おっしゃっているイベントセンター等のあり方についても、ここら辺はどういうものかいろいろ見つめ直すことも必要なのかなと、そんなようには思っておりますが、貴重な御意見として承っておきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） きょうは、不育症治療に対する支援について、女性特有がんの予防と支援の拡充についてとフッ化物洗口の三つの質問をさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

まず一つ目は、不育症治療に対する支援についてお伺いいたします。

不育症とは、厚生労働省によると、流産や死産を2回以上繰り返した場合に、一般的に不育症とされているそうです。原因は、夫婦の染色体異常、妻の子宮形態異常や内分泌異常などが考えられていて、全国の患者は毎年3万人と推定されています。検査や治療にはさまざまなものがあり、初期の検査だけで約20万円かかり、保険適用外の治療法も多く、高額な費用がかかります。不育症治療を行った夫婦においては、染色体異常を除いて80%という高い確率で出産につながっているそうです。染色体異常が原因である可能性の場合でも、その検査を実施できる病院は道内に一つしかなく、これもまた高額な費用が

かかり、子供を望む若い世代には、どちらにしても経済的負担が大きいのが現状です。

本町では、特定不妊治療や男性不妊治療と、少子化対策に、積極的に取り組んでいることに心強く思いますが、不育症の女性を含めての出産までの支援を考えていただきたいと思います。

ことしの1月に、北海道において助成を検討すると発表されていますが、それが提示されてきたときは、それに加えて不妊症治療のように陸別独自の拡充支援を、例えば金額の上乗せや年齢制限の緩和や回数の緩和などを考えていただきたいと思うのですが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 不育症治療に対する支援のことをございます、議員おっしゃるように、北海道は平成29年度から不育症の助成を始める予定で、3月、道議会の議決を待っているところであります。陸別町としましては、現在、行われている特定不妊症治療の助成の仕組み同様に、北海道の不育症の治療助成を受けた方について、上乗せで助成をする考えであります。助成金額は、北海道が助成する金額と十勝管内の自治体の状況を見ながら、6月の議会に向けて検討しているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 前向きな考えありがとうございます。現在、女性が第1子を出産する平均年齢が30歳となっています。不育症は、1度、出産した人でもなるそうです。それに気がつかないでいて、診断が遅くなることも考えられますので、少しでも時間に猶予ができるように考慮して、検討していただきたいと思っています。

ちなみに私が調べたところでは、根室市では平成27年度より不育症の助成を行っていて、治療機関、1回につき30万円と交通費が5万円、出るそうです。近くに病院がないところに住んでいる人には、とてもありがたいことだと思います。不妊症はよく聞く言葉ですけれども、不育症はまだまだ知名度が低く、知らずに悩んでいる夫婦もいるかもしれません。これを機に、不育症の周知にもなると思います。そして女性・男性不妊症治療に、不育症治療と三つの助成ができて、少子化対策の支援をさらに進めることができると思いますので、よろしくお願いいたします。

二つ目の質問に移らせていただく前に、通告書に偶数年齢時に助成されている女性特有がん検診とありましたが、2年に1度の間違いでした。申しわけございませんでした。

それでは質問に入ります。

がんは、今、国民の2人に1人が罹患すると言われ、死亡原因の3割を占めています。このような中、女性特有がんは、乳がんについては12人に1人が発症し、40代から60代の女性が罹患するがんのトップとなっています。また、子宮がんについては、20代から30代の女性が最も多く罹患して、その死亡率も年々増加しています。その一方で、女性特有がんは、ほかのがんと比べると罹患率は高いけれども、死亡率が低いことから早期発見・早期治療により生存率が向上することが明らかになっています。

本町においてもがん検診は、担当の課の積極的な働きかけのおかげで、女性特有がん以外の受診率はとて高くなっています。乳がん、子宮がんの検診をもっと受けてもらうために、現在、子宮がん検診は二十歳から2年に1度の助成、乳がんは40歳から2年に1度となっているのを、どちらも二十歳になったら毎年でも、自分が受けたいときに受けてもらえるようにしてほしいと思います。先ほども言いましたが、罹患率が高いですけれども、早期発見・早期治療で死亡率が低くなるのですから、ことし受けて次は2年後というのではなく、毎年でも受けられるようにすることが大事だと思います。

最近、若い女性芸能人の方の乳がん治療の経過などがテレビなどで放送されています。以前は若い人は余り罹患しないと思われていたのと、乳がん、子宮がんはほかのがんと比べると進行が遅いこと、そして検査による体のリスクを考えて、いろいろな根拠から国でも2年に1度の検査を推奨しているようです。そのようなことから、現在は、ほとんどの市町村で2年ごとの助成で、乳がんについては40歳以上となっています。

しかし、1度、検査で引っかかった人は毎年受けるように病院でも指導されますし、若いうちの罹患については遺伝性の可能性もあり、同じ家系に乳がんや卵巣がんのいる人の場合は、二十歳から6カ月に1回は検査を受けることが必要だとされています。このことから年齢の制限を乳がんについては20歳に見直して、20歳を過ぎたらどちらも毎年、集団検診でも、かかりつけの病院でも、いつでも受けられるように拡充してほしいと思います。このことについて、町長の御意見をお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 乳がん検診につきましては、結論から言いますと、現状のままで私はよいというふうに理解しているのですが、国の実施要項同様、当町も対象を40歳以上、2年に1度の受診にしているところでございます。理由は、マンモグラフィーという検査をして、これはエックス線の撮影なのですが、がんを発見するものなのですが、平成15年まで行われていた視触診による検査より精度がこれは高い。早期乳がんは2センチ以下のものを言いますが、1センチのがんが2センチになるのには、個人差もあるのですが、1.5年ぐらいかかるのでないのかと。三つ目として、マンモグラフィーはエックス線なので、放射線の被曝ということも考慮しなければならないと、そのようにも思っています。以上のことから、毎年の受診にはしなくてもいいのではないのかなと、そう理解をしています。

ただ、自己触診と言いまして、定期的に自分で自分の乳房を触り、しこりや分泌物を発見し、早期発見に努めることにも力を入れて、健康教育をしているところでございます。これは、乳がん検診を受ける以上に大事な行為なので、乳がん検診と今言いました自己検診を併用して、がん予防に努めていただけるようにしていきたいと、かように思っております。

なお、子宮頸がんの検診なのですが、これは国の実施要項同様、当町も対象年齢は20歳以上としております。2年に1度の受診にしております。これも病気の性質上、現状で

よいのではないかなと、かように理解しているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） がん検診については、企業などでも健康診断のときに取り入れるように指導したり、会社自体で補助金を出しているところもありますので、わざわざ行くのではなくて、自分が調子が悪いときに行って一緒に検査するという方が多いようですので、そのときの検査代として、もし助成ができるならいいかなと考えております。

そして文部科学省は、4月より学校でのがん教育を展開していくそうです。もう学校で命の大切さとがん教育を合わせた授業を行っているところもあります。今は2人に1人がかかると言われているがんですから、ひとつ門戸を開いていただいて、町民の皆さんが積極的に検診を受けて、自分の健康を自分で守る意識を高めてもらえたらいいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） どの病気もそうなのですが、やっぱり早期発見・早期治療ということが大事だということは、議員同様、私も思っております。

それで先ほどちょっと答弁していなかったかもしれませんが。年齢制限を見直してはという御意見、若い世代にもがんの検診の助成についてということだったのですが、乳がん検診につきましては、これも私は現状でいいと理解しています。乳腺の発達している30代では、先ほども言いましたマンモグラフィのエックス線の特性上、なかなかしこりが見つけづらいと、そういうこともあります。

さらに乳がんを見つけようとすると、エコーも実施することとなりますが、そうになると、がん検診としてスクリーニングはできない、そして病院の対応となるので、検診としてはできなくなります。ただし、30代の乳がん罹患率が全国的に上昇傾向にあることを踏まえまして、自己触診の重要性、また異常がある場合の専門医療機関への早期受診については、機会あるごとに指導していきたいと、かように思っております。

また、子宮がん検診につきましては、先ほど申し述べたとおりでございます。子宮頸がんにつきましては、参考なのですが、発症には5年から10年ぐらいかかるということもありまして、先ほど言ったとおりでございます。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） それでは、三つ目の質問に移らせていただきます。

現在、保育所、小学校で行われていますフッ化物洗口についてです。

北海道が示した北海道歯科保健医療推進計画8020ハッピープランと銘打ち、80歳まで20本の自分の歯を保ち、生涯にわたって食べる楽しみを享受できる生活を実現しましょうという計画に基づき、本町でも子供たち・高齢者に虫歯や歯周病などの指導を積極的に行っています。しかしながら、陸別の子供の虫歯の割合は、まだまだ全国平均には届いていないのが現状です。小中学校でも歯科衛生士さんや保健師さんに来てもらい、授業の中に取り組み、歯磨き指導や染め出しをして自分の磨けていないところをチェックしたりと、きめ細やかな指導がなされていることに、親といたしましても感謝しております。

フッ化物洗口については、平成25年より保育所で始まり、追って小学校でも希望者に週1回の処置をしています。現在、小学校での実施人数は95名中71名で、70%以上のお子さんが受けています。北海道の推進計画では、中学生までが対象となっており、その根拠というのが、中学生でほぼ永久歯が生えそろってからです。このフッ素については賛否両論、いろいろな意見が取りざたされていますが、小学校まで頑張ってやってきたことを途中でやめないで、ぜひ希望者にはフッ化物洗口を続けられるようにしていただきたいと思います。今まで中学生に行っていなかった経緯などもあるのでしたら、お聞きしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） ただいまの質問ですけれども、若干説明を加えたいなと思っております。

毎年、歯科健康診査というものを行っております。それで28年度の調査結果が実は出ておりますので、ちょっとそれをまず最初にお知らせしたいなというふうに思います。

これは1人当たりの虫歯の数であります。それで北海道の推進計画の中の数値目標の中に、12歳児の虫歯の数を当時、平成24年度では1.5本というのが基準値だったので、それを将来1.0本以下にするという目標値を立てておりました。それで当時、保育所で始めた25年度の時の陸別町の目標値が、12歳児と言われてますので、ちょっと中学生の部分だけお知らせしたいと思います。

当時、中学生の永久歯における虫歯の数、中学1年生が3.82本、2年生が3.85本、中学3年生が4.62本ということで、今、議員の言われたとおり、ちょっと管内的な比較からいっても非常に虫歯の本数が多いという当時の状況でありました。それで24年度から、今、保健センターのほうで歯磨き指導を中学校でもやっているということを開きました。それで2年後の26年度の中学校の永久歯における虫歯の本数が、1年生で1.4本、2年生で2.0本、3年生で1.85本ということで、この間に非常に虫歯の数が全体としての平均ですけれども、減ってきております。

それで28年なのですけれども、中学1年生における永久歯の虫歯です。中学1年生で、結果として0.77本、中学2年生で0.69本、中学3年生で1.29本ということで、中学1年生、2年生では数値的には、道が定めた目標値の1.0本をクリアできたというふうな効果が、この間にあらわれてきております。

それで、中学生までして欲しいということではありますが、今、説明の中でもお話ししましたけれども、24年度から歯磨き指導をしているということで、この取り組みは学校単位というところで、集団運動ということで位置づけをしながらやってきております。実際に、今、数値的なあらわれも出てきておりますので、中学生ではその生徒自身の生活習慣を身につけていくというか、そういうふうなことでの実行ということを期待をしているところであります。今後の歯の健康調査の動向、推移を見ていきたいなというふうに、そういう考え方でおります。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 今、お話いただいたように、すごく虫歯の数が減っているみたいなのですが、多分、この数もちょうど中 2 ぐらいからの年代がフッ素を始めた時期だと思うのですよね、その効果は出ているのかと思います。フッ素をし続けると、大人になっても歯が丈夫なのを続けられるというデータもあるみたいですので、ぜひ中学生でも行ってもらえるなら、やっていただきたいと思います。希望者をとって、今、7 割以上の人が受けているのですから、もし中学生になってもこのまま受けたいという方がいるなら、ぜひ続けたほうが良いと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 現状では、学校における集団運動ということではなくて、今、効果も出ておりますので、今の歯磨き指導の中で、自己における歯の健康維持というふうなところを見守っていききたいなど、今はそういう考え方でおります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 次、7 番谷議員。

○7 番（谷 郁司君） 3 月の定例会、いわゆる予算議会に対しましての一般質問等に与えられたものについて、さきに通告した中身で質問をしていきたいと思いますので、町長におかれましては午前中からいろいろな質問を受けながら、大変なことと思いますけれども、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

今回、私が取り上げたのは通告にもありますように、当町における地域産業の活性化に向けての対応策と考え方を伺いたいという標題なのですけれども、大きく分けて三つになろうかと思うので、この三つについて、できるだけ時間内で質疑を取り交わしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

これを取り上げたのは、今回の 3 月定例会における町長の行政執行方針、それから昨年の 3 月の定例会における実践的にやっていた農家の議員さんが、かなり細かく質問をしている、その答え等についてこの 1 年たった中で町長自身も、私らに与えられている任期というのは 4 年なのなのですが、これで丸 2 年過ぎまして、あと後半に入るという中でのやはり産業というものは、どういうものに位置づけて残された 2 年、継続して町長はやられると思いますけれども、少なくとも与えられた任期を精いっぱい町長として執行、陸別のかじ取りをするという意味での考え方をしっかり私どもも押さえたいと思いますので、質問していますので、多少気になるといえるか、かんにさわるような質問もあろうかと思いますが、その辺については決して誤解のなさらぬように、そして基本的には叱咤激励の意味で質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

そういう考えの中で、当町における地域産業とは何を指すのか、それらに対しての活性化に向けて、新たな具体的な対応策の考え、いわゆる地域産業としては町長はどのように押さえているのかと、それに対して活性化はどのようなふうと考えているのかということですので、時間がかかってもよろしいですから、ひとつ詳しく説明していただきたい



と思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まとめて今のを全部話せばいいですか、一つ一つ、一つずつ話していきますから、それに対してまた言っていただければ、そのほうがめり張りつくと思いますので、議員の今の御質問にお答えしたいと思います。

当町における地域産業とは何を指すのかということですが、産業の定義というのは辞典引っ張ってもなかなか難しいのですが、今のお話を伺っていましたが、なるほどなと思ってお答えをさせていただきたいと思うのですが、第5期総合計画の基本目標として、しばれ・森林・星空が育む地域産業づくり、これを掲げております。政策としましては、自然を生かした農業の振興、豊かな森の資源づくり、地域を支える活力ある商工業づくり、個性あふれる交流・観光拠点づくりを上げております。

地域を支える産業が地域産業、地域経済の基盤となるものと、そのように理解をしております。具体的には、酪農を中心とした農業、そして林業を基幹産業としまして、観光を含む商工業を主な地域産業と考える。また、雇用の面では、福祉事業も産業であると、そのように考えております。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今、計画に基づいてということですのでけれども、今回の執行方針の中に、今まで町長自身も2年たって行政執行方針、27年6月と去年の3月と今回と3回なのですけれども、批判的に言えば過去、その前ですね、町長自身が信任されてきた以前の町の行政と何ら変わらないというか、予定されているものについては、そのままの事業を踏襲しているのが100とは言わないけれども、ほとんどが今までと同じような中身の中で行政執行方針が述べられていると。そういったことと、それから町長自身もちろん2年前の4月ですけれども、そのときに公約として、広く陸別の町民に選挙を通じて述べられてきたその辺の観点等が、何か乖離があるのではないかと、食い違いがあるのではないかと、私、思ったので先ほど言ったように、行政執行方針から今言った公約等にかみついて、また、昨年、細かく実際に酪農をやりながらいた切実な訴え。あのときは、当然、農業に関してですから、傍聴者というか若い人たちも来て聞いていたわけなのですけれども、その答弁等から今回の3月の行政執行方針を見ると、乖離というか、余りにも軽率な執行方針でないかなと、私は思っています。

そういった意味で甚だ残念だと思うのは、やはり最初の6月の行政方針を見ますと、バイオガスというのは必ず入れていました。去年の3月もです。今回は入っていないのですよね、実際にね。きのうの予算の時にも言いましたけれども、實際上、やっぱり継続した形で事業を取り組むというのは、去年の質問の中でも答えたように、近々の課題であるというふうに言っていますし、町長自身が小さくてもキラリと光る清らかな町ということからいくと、当然、行政方針に取り入れてもよかったのではないかと思いますのですけれども、その辺の心境はどうなのですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） ちょっと質問が飛んでしまったような気がするのですが、最初の話のとおりに進まさせていただいて、その後今の質問に対して答えていきたいと思いません。

先ほど私が答えました、それらに対する活性化に向けての新たな具体策、対応策があれば示してくれということに関して、ちょっと申し述べたいと思います。

先ほども述べました、当町では基幹産業である酪農業、林業、そして福祉など、現在のどの分野においても職場の人手、人材不足というのが顕著であると、明らかだと思いません。執行方針でも述べておりますが、この人手・人材不足、これを解消するために、きのうも予算の中で審議もいただいたのですが、産業担い手対策協議会、仮称ですが設置しまして、庁内全体で取り組んでいきたいと、そのように考えています。

また、商工業の事業撤退・廃業、これも町内の経済を疲弊させる要因となるため、昨年6月に議決いただきました陸別町の小規模企業振興基本条例に基づきまして、本町の約9割を占める小規模企業の振興に対する取り組みを行っていききたいと、そのように思っております。

また、今の御質問なのですが、ちょっと、「おおっと」と思うこともあるのですが、冷静に答えていきたいなというふうに思っているのですが、今、おっしゃられたバイオガスプラント、決してなくなったわけでもございませんし、私は言っていること、少しもぶれているとは思っていません。2年間調査して、その結果を利活用の中で、そして今度は農協と町でそれを見て、議員の皆様にもお示しして、どういう方向にするかということをやっていくと、そのことに関しては一つも私はぶれているとは思っていませんし、継続でやっているつもりでございます。だろうで、予算を計上するわけにはいきませんので、そこら辺はきちとした中で皆さんにまたお示しして、つけられるべき予算はつけていかなければならないと、それは言われるまでもなく思っているところでございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 前段の質問の結果で、いわゆる産業というのは農業、大枠的に農業、あるいは林業、それから福祉、あるいは商工会というのは述べられると思えますけれども、それを一緒にたに質問していったのではまずいので、一つずつという感じで今、酪農に関して質問していったわけなのではけれども、そこから入っていったわけなのではけれども、やはり、だろうという考え方ではまずいので、バイオの関係は行政方針には入れなかったと、僕は、そうではないと思うのですよね。

もちろんそれに伴うお金の問題もあるけれども、それがつかないからというのではなくて、やっぱり信念として一筋の、今、町長はぶれてないと言うけれども、いずれにしても活字になってないものについては、消されたのかなという形をどうしてもとらざるを得ないので、私、質問したのですけれども、やはり町長自身がぶれてないとなれば、今後、

やっぱりこれを議会の中でも協議会を開いて、昨年、予算を200万円つけてバイオについて研究してきた結果という中での切れ目なく、そういうものに対する考えというのは、常に持っていなければならないと思うのですけれども、その辺については、ぶれてなければいけないのですけれども、私としてはぶれているような気がするので、もう一度確認します。バイオマス関係に関しては、今後とも継続してやっていくという考えでよろしいですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この間、協議会のときに最後にお話ししたバイオマスのことで、一番下にのっかっていた場所と三つの大事なことで、それはありますが、そのことに、バイオマスに絡めては私は一切ぶれておりません。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 先ほども言いましたように、昨年の3月の定例会の一般質問で同僚議員が詳しく農家の実態、あるいは農協の実態を説明していて、それに対して町長が答えているのですけれども、スピード感を持ってそれに対処すると言われてはいますけれども、私としては今の答弁の中でバイオマスの考え方については、ぶれてないというふうに押さえられますけれども、スピード感的には何となく遅いのではないかなと思います。

實際上、昨年の一般質問でもされてはいたけれども、やはり町長自身は今の農家の実態というのは、大枠ではつかまえていると思うけれども、細かい面ではやっぱり、言い方悪いですが、真剣さが足りないのではないかと思いますので、もう一度ちょっと考えてみます。

現在、酪農家が52戸です。畜産農家が15戸、これ肉牛等なのですけれども、組合員総数が332人と、それに対して正組合員が119人、組合戸数が89戸と、現在、法人というか会社組織ですね、それがTMRを入れると10法人になります。それに対して、今まで農家というのは、どちらかという小規模でありながら、あるいは家族経営であったのが、こういう法人化することによって従業員が62人いるということですね。それに対して外国人も14名いると、10の法人に対して役員、これは後継者、あるいは旦那さんというか奥さんとか、そういうものも含めた役員数が19人と。総体的に法人、10法人で95人がいるというふうに農協さんから、JAから教えられた数字なのです。

昨年も言っておりましたけれども、これに関連する、農業に関連する人たち、いわゆるNOSA I、あるいは普及所はここにありませんけれども、もちろん産業振興課というか、そういう町のかかわっている人たち、そういうのも入れます。NOSA Iの中に獣医さんが9人体制でいると。こういう状況の中で、牛の頭数もどんどんふえている実態をちょっと話しておきますけれども、これはNOSA Iの調べなのですけれども、きのうの優良家畜のときにも言っていた数字が合わないのですけれども、実際上はNOSA Iのほうで押さえられている数字が、馬等を入れて1万7,000頭ぐらいいるといふように言われているのですよね。というのは乳牛も8,000頭押さえていると、これはトータル

頭数だと思いますけれども、決して4,000頭の優良家畜の時に出了されたデータとは、ちょっと乖離があるということですので、その辺を考えると、やはり農家にとってはいろいろな事業がされてきて、当町においては頭数がふえている点については、クラスター事業が総体的に今年度の繰越明許も入れますと8億円、それから町費を得ていないクラスター事業でない形で、パワーアップとかそういうので7,000万円ぐらい各農家に振り分け、こういう事業を継続していくことが、やっぱり農家を減らさない形だと思うのですね。

そしてやっぱり深刻な問題としては、今の52戸の酪農家がそのまま維持していくことによって、JAの組織も守られるという感じなのですけれども、これが農家の人たちの施設・設備が老朽化していると。そういう中で、あるいは高齢化を迎えて後継者が、私は後継者はいないと言いたくないのですよね、後継者が来たくても来れないという実情の中で、高齢化だけが先に進んで経営をやっていると。そういう実態の中からいくと、リース事業というのを取り上げないとだめなのですよということが、これは議会の中でも協議会でされてきた話ですけれども、そういうものを手当てとしてしていかないと、農協そのもの自身も組合員数が減っていくし生産も落ちるといふ、そういう実態の中からバイオマスも、もちろん希望者が29戸もあるという実態の中を考えると、早急に継続的にきちっと信念を持ってやっていってほしいと思うのですけれども、こういう実態について、町長、どのようにお考えですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、他の議員の質問にありました去年の3月のリース牧場の件等々質問がありました。

リース牧場に関して、農協さんから、JAさんから提案された案もありました。私、別に手をこまねいて何もしてなかったわけではございません。いろいろな障害というか問題がありまして、公平性の問題等々、全産業的なものであれば町としても協力しやすかったのですが、なかなか、いろいろな人にも相談してみたり、一生懸命やってきたのですが、結論的には提案型の、私も公約の中に、公約、先ほど議員は、何かほとんどやられないような話はしましたが、8割、9割、私の出した公約は自分ではやっていると思います。

この町出資リース牧場というのも、私の公約の中に間違いなくありまして、町出資リース牧場の実施にかかわる検討をするよということ間違いなくやっていたので、それは真剣に私もかかわってきました。先ほど言いました手こまねいてきて、何もやっていないわけではございません。ですが、これは私なりに不公平感があるので、これは実施できないと、はっきりそのように申しておきたいなというふうに思います。

ただ、バイオマスに関しては、あれだけきちっとしたアンケートをとって、調査結果が出ましたので、それに基づいて議員おっしゃるように参加の農家もたくさんいると、これは全体の産業に対して協力できることだと、そのように思っていますので、これは積極的に、いろいろな事業もどのぐらいになるかわかりません。大きな事業になる可能性もあり

ますし、どういう方法でいくかもいろいろな方法がありますが、その課題を一つずつ取り除きながら、これはスピード感を持って進んでいかなければならないと、かように思っている次第であります。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） その辺、今の答弁を聞いていて、非常に憤慨するのですが、というの、町長自身ね、この2年間ですか、何もしてないとは言っていないよ。ただし、今までの事業を継続しとか、踏襲しながらやっていることではあるけれども、目新しいものをしっかり出してないのではないかなということではあるけれども、私、今回、12月定例会のときに自分の不注意で入院してしまったのですが、その間にいろいろな本を読ませていただきました。そういった中で農業に関しては、今の町長が言った公平化というのか、いわゆる農家だけでなく、いろいろな面にも目を配らなければならないというのは、確かに陸別町の首長として当然な姿勢ですが、農業がなぜ大事なのかということについて、黒沢西蔵という、町長も御存じだと思いますが、その人が遺稿として出された文書というのは「建土建民」という本に書いてあるのですよね。

その中で、仙北富志和さんという人が、黒沢西蔵の残された文書等について分析しながらやって、最終的に農業というのは決して過保護ではないよという言い方を書いてありますので、ちょっと読んでみます。

この本では「農業は過保護か」ということですが、農業は過保護だと、農業関係者自身も一般の国民も思いがちですが、実際はそうではないと。保護が必要なのが農業で、そのために農業政策というものがあるわけです。その辺を勘違いして、農業だけが厚い保護を受けているという見方をする識者もおります。これは、アメリカ、ヨーロッパの農業予算、あるいは農業生産額に占める農業予算の割合などのデータを見ても、日本だけが特別保護政策がとられているということは決してないという基本的認識を、国民全体が持つ必要があるのではないかと思います。

結局、農業というのは自然を相手にしながら、そしてこの地域を守るという、先ほども町長言っていましたように、小さい町でも清らかな町としての形は、これは下流にいる人たちにも川をきれいにするとかというそういう姿勢というのは、これ農業者が、ほかの産業もありますよ、確かに、でも農業はそういう従事しながらやると、そして自然の中のものを、いわゆる人間は食料が基本ですね。その食料をつくるのは、自然から生み出すそのものに対する手助けが農業なのですよという意味の中での農業は、決して過保護ではないということを書かれているのです。

そして、ただし、予算の中身がヨーロッパなどでは所得補償重視政策で、この件に関しては北海道、ヨーロッパは例えば乳価にしても日本のより安いというけれども、實際上、ヨーロッパの出されてきている、日本なんかに、外国に輸出する場合には、必ず輸出奨励金というのを、国内の生産者にはそれなりの価格補償をしながら輸出政策をとっている。

そういうものに対しての考え方の違いということで、ヨーロッパなどは所得補償重視なのだ、日本の場合は基本整備のようなものに、相当なお金が行くという構造的な問題があります。これは施設設備等について、必ず直接農家にお金を、生産物に対してつけているのではない中でのもので、これは今、取り組もうとしている。

町長、今、私自身耳を疑っているのですけれども、リース事業は取り組まないというふうに聞いたのですけれども、そのほうについての考え方、それからバイオマスについても、そういった構造的な施設設備、先ほども言いましたように構造改善事業が始まってからの四十数年の中での建物です、みんな、今、農家やっている人たちは。そういう人たちが、結局、これからどうしたらいいかという中での設備投資、つまり間接的な補助事業で、工事業者などの関連産業に流れる部分が多いと。これは必ず波及効果がありますよね。例えば、一昨年ですか、やられたユニバース事業15億円というのは、決してあそこに参画した農家に、懐に入った金ではありませんし、もちろん取り組んだ人たちだけにもたらされるものではなくて、15億円の工事費の中で相当な陸別にも金が、波及効果として持ってきているという意味の中でのこういう書き方をしているのですよ。だから、やっぱり農業に対する考え方というのは、町長自身もしっかり押さえていってほしいという意味での乖離があるのではないかということで、私、申し上げます。

今、副町長も首をかじげましたけれども、決して農業は過保護ではありませんよ。私的には、確かに農業の分析をした場合には、3分の1ずつに分かれます、確かに。いい経営をやっている人、それから一生懸命やってもなかなかうまくいかない人も3分の1、何とかきちっと子供たちを育てながらやっている農家というのは3分の1、3分の13分の1に分かれると。そういう中でいくと、私は上というか、いい経営の人には援助する必要はないとは言わないけれども、少なくともきちっとした形で下のほうを底上げすることによって上の農家も一生懸命やっていくという形の中で、私としてはリース牧場を確立していくことがいいのでないかと思っております。そういった意味で、町長自身が、私の今の言ったことについての考え方の違いはあろうかと思うのですけれども、どうですか、私の言ったことについては。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、確かに、ユニバースにしてもあれだけの事業ですので、固定資産税なりいろいろな意味で経済効果もあります。それは私、否定しているわけでは決してございません。ただ、リース牧場に関しましても、ユニバースの件に関しても今ちょっと思いついたのです。目立たないかもしれませんが、町もやっぱりそこら辺も理解しながら水道だの何なのと、いろいろ一応2億円弱の道路整備も含めましてやっているわけでございますし、決して協力していないと言われることはちょっとどうなのかなと、心外だと私は思っています。

そしてリース牧場に関してはやっぱり町としての立場、そこら辺、私もよくよく、私も公約の中に上げたものですから、農協さんのあのやり方では、本当に夜も寝られないぐら

いろいろ考えたこともあります。だけれども、結論的にはいろいろな産業界ともいろいろお話しして意見をいただいたり、各町村長に意見をいただいたりもしてきました。そこら辺を含めまして、あの方法では、町としてはできないという結論に至ったところでございます。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） あの方法という言い方についての反論はちょっとさておいて、町長、僕も何回もくどく言いますけれども、勘違いしないでくださいね。道路をつけたことが、あのユニバースにきちっとした対策をとったとはならないと思います。いや、なりませんよ、確かに、道路をつけたことに。

確かに、だけれども、あそこは結局道路用地でありながら、産業道路として当然いくので、その辺の流れについて、決して私は、むだとは言わないよ。だけれども、やっぱりああいうものを当然整備することによって、もちろん建設業者も潤うし、水道を引っ張ることによって町の水道も使ってもらえるという、そういう先行投資的な考え方で僕はいいのではないかと思う。それをさもあれに、あそこにできたから仕方なくつくったような言い方というのはまずい面があると思うのですけれども、その辺をやっぱり考え方、改めてほしいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） やっぱり言うほうと受ける側の違いだと思うのですが、やってやったという気持ちなんて一切持っては、こちらではいません。最初にやっぱりそういうことでいろいろな見返り、経済効果もあるし、そこら辺も含めて気持ちよく出していることで、やってやったと言われるのはとても心外でございますし、そんなことは少しも思っておりません。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 前段にも言いましたように、多少、かんにさわるような私の質問もあろうかと思えますけれども、その辺については、やってやったという言い方は、私自身がとったのは大変申しわけなかったと思えますよ。ただし、やっぱりそういうことも町が何もしていないという言い方にされると、私は産業に対する取り組み方というのが弱いような気がいたしますので、その辺についての、これは永遠の衝突ではない。

よく副町長が言いますけれども、意見の相違だと言いますけれども、意見の相違というのは当然、生まれも育ちも年齢も違う中でありますけれども、考え方というのはお互いぶつけ合わない、よりよい方向にならないと思うので私言っていますので、その辺についてお互いに陸別のためになるような方向で話を進めていきたいと思えます。

農業に関しては、先ほど言いましたような実際上取り組めるような姿勢というのは、町長自身も真剣になってほしいと。なってないと言え、また反論が出ると思えますけれども、やはり農業というのは産業としては当然基幹産業であるということについては、これは常に町長も言っていることだと思え、公約にも述べているという形でとるわけなので

すけれども、やはり農業だけでなく林業、あるいは先ほども言ったように商工会から、あるいは福祉関係にも関することだということも言っていますので、今度は、林業関係についてちょっと話を移してみたいと思います。

森林関係についても町長も述べております。いろいろな政策を述べています。それはそれでいいのですけれども、やはり林業の方たちが継続的に、今ある業者さんは造材業が2社、3社か、あるのですよね。それが事業を縮小して行って、将来的に森林を、いわゆる伐採から始まる育林までの工程を維持できていない、いかないとならない業者数で最低限だと思う。そういった意味で守る上で、私、いつだかの議会でも言いましたように、やはり町の森林面積が8割あって、その中でも国有林が76%あって、総体的に3万8,000ぐらいあるというかたちで今聞いておるわけなのですけれども、やはり国有林も相当手入れされない中で、町に委託される数というのか、あるいは前にも言いましたように、買い取って實際上、町有林としての管理を業者にうまく回せていけるような方法がとれないものかと。過去に、そういうことの話があったけれども、高額なので払い下げを受けなかったという町長も答弁していましたけれども、これからはこの国有林をうまく利用することによって林業業者には多大なる発展、伸びしろがあるのではないかと思うのですけれども、その辺について町長、どうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） おっしゃるとおり、林業も先の長い商売でありまして、できれば循環型でうまく回って、既にやられている業者もありますが、そこら辺をいろいろ先ほどから話ししていることあたりも含めて、総合的なもので林業も一緒にお手伝いできることがないかなと、それも一生懸命考えているところであります。

それと、国有林に関しての話もありますが、前回に答弁したとおりでございますが、国もなかなかこっちに委託していただけない状態なのですが、ちょっと粘り強く仕事をこっちに回して、委託してくれないかと、これからも要請はしていくつもりでございます。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） この件に関しての林業関係、また酪農もそうですけれども、私、2番目に取り上げています、今後計画的に取り上げて取り組まなければならない重点的重要なものの対策はどういうふうにしたらいいのですかという点について、今、お答えをいただいたと思うのですけれども、やはり林業に関しては働いている人も、もちろん高齢の中でいわゆる伐倒をするというのですか、その作業というのは特殊な、私、そのことによってけがをしたのですけれども、そういう技術を継承していく若い人たちを育てる上で、今、浦幌で女性の方が伐倒作業まで取り組んでいるという新聞記事を読んだのですけれども、そういった人たちもやっぱり若い人たちが、こういうところで働きたいという人たちは100人中100人いなくてもいいのですよね、1人か2人。そういう人たちが来たときには、今、優遇措置としてそういう企業体が採用した場合には、プラスアルファの助成をしますよぐらいな形というのは、大事ではないかなと思うのです。そういう人材が



来たときにね。

だから、押し並べて平らではなくて、特殊なものについてというか、そういうものに特別な措置という考え方をやっぱり、若い人が出れば技術的なものが身についていない中で、企業体としては即戦力のほうがいいけれども、そういう人たちを養成するために相当な時間とお金がかかるという面については、町が助成するとかそういった考え方というのは当然必要でないかと思しますので、今後、浦幌では企業体に入社したらしいのですけれども、どういう態勢でその人たちがやっていくかは、ちょっと研究しながらやっていってほしいなと思います。

それから、町長自身が先ほど言いましたように、商工関係も当然取り組まなければならないと。見る限りにおいては、昔の商店街というのは何となく寂しい思い、昨年、一昨年ですか、ぷらっという形で共同体的なお店ができ上がったけれども、やはり町を見ると何となく活気のないような感じに見受けられるような商店街というのがあると思うので、その辺については今回の議会で、移住促進事業の中でリフォームも含めた形での対策をとられたので、私はすばらしくいいことだとなと思っております。

そういった意味で、お店屋さんも今後、これから新規の参入でお店を開くというのは大変なことだと思いますけれども、何となく共同的なそういう店舗も、農家自身も個々でやるよりも合体してやっていくという、法人化しているという、そういうものと合わせるとお店屋さんもぷらっのような共同体的なお店というのにも必要でないかと思う。そういう声が上がったときには、町も当然、財政的に補わなければならないと思うのですけれども、その辺についてはどうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） おっしゃるとおりだと思います。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） そういう形で、もちろん町民との合意というか、やる人たちの希望も当然募っていかなければならないと思うのですけれども、先ほど町長、産業について社会福祉というのですか、福祉関係もあると言うのですけれども、これも当然計画的に当町も取り組まなければならないと思うのですよね。しらかば苑が昭和59年に建設されて33年たったと、決して古いとは言わないけれども、やっぱり33年たって、老朽とも言わないけれども、やはり近代的な建物施設内というのが、やはり時代に遅れてきているのではないかと思うのですね。

そういった意味で、そういうものを取り組む上での計画というのにも必要かと思うのですけれども、これはもちろん社会福祉法人北勝光生会との協議も進めるのかなと思いますけれども、我々もその施設にお世話になる身であれば、当然、新しいというか近代的なというか、ものの中で快適に過ごし、利用したいと思うのですけれども、その辺の計画についてはどうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 年に数回、定期的に社会福祉法人ともいろいろそこら辺、将来的なことも含めて意見の交換をしているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） いろいろ町長自身も、あれもこれもという言い方は悪いけれども、やっぱりしなければならないというのはたくさんあると思うし、先ほどそういうことから公平感をとという意味合いも言っていると思うのですけれども、私はやっぱり計画的にどれを重点的に取り組むかということ、どっちにしても順番を決めなければならないと思うので、当然、取り組んでほしいと思います。

そういった意味で、総合計画、あるいは過疎計画等に取り入れなければならないものは取り入れながら、順次、過疎計画に取り入れたからといって、実施できなかったというペナルティがあるわけでありませぬので、今、言ったような議論の中での対策というのを過疎計画、あるいは総合計画の中に具体的に取上げていってほしいと思います。

そういった意味で、3番目になりますけれども、これらの新しいことに取り組むために財政的な面を生ずる場合、どのような行動をとるのか伺いたい。これは何をやるにしてもお金の問題があるかと思うのです。先ほど、リース農場にしてもバイオマスにしても、そういった意味での考え方の中で、当然、お金が伴うわけなのですけれども、その辺については町長はどのように財政的な面を考えていきますか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それもいろいろ話せば幅が広くなりすぎるのですが、わかりやすくお話ししますと、まず昨年10月26日の日なのですが、予算編成会議、職員に対しまして国、道の補助金は統廃合が行われておりまして、最新情報は文書を待つだけではなくて、あらゆる方法を使って情報収集を十分に行ってくださいと、そう指示をしているところであります。

特に新規事業、また大型事業につきましては、道や国に確認しまして補助の有無、また補助金を確保するための指導・助言を受けることにしています。また、有利な起債の借入れ、また、その他財源の確保についても検討していかなければならないと。これからいろいろ大型事業も出てくれば、道、国の機関、あと中央省庁、私みずから積極的に出向いていこうと、そのように思っております。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今、町長自身がそういう姿勢でやってくれることについて、本当に御苦労さまです。そういった意味で、果敢に取り組んでいってほしいのですけれども、国のほうでも当然、全面的に事業費の100ということはあり得ないのですよね。そういう中でいくと、これも3分の1の法則みたいなものがあるのですけれども、やっぱりうちの手持ちが1億円ありますよと。その1億円を使って補助を1億円くださいと、あと1億円については借入れして、過疎債でも、あるいはそういう公債を使いながらやっていきたいということを示せば、結構国は動いてくれると思うのですね。

これは私、議員になったとき、先輩議員から教えられたのですけれども、町に1億円の金あれば、3倍の事業が必ずできますよという話をされたので、なるほどなと思う面もあるので、その辺については常に、ない袖は振れないけれども、あるものは出しながら、そして事業費とか、あるいは事業に取り組んでいってほしいと思います。そういった意味で、陸別の体力は一体どうなのかなということで分析したときに、今回の予算の中で、新聞の報道によりますと、陸別は基金が50億円、きのうも論議されて基金が50億円あると、後先ありますけれども、50億円あると。それに対して公債費は46億円というふうに新聞で出ているのですよね。46億円の公債、いわゆる借金というのは僕は決して多い数字ではないと思うのですよね。

これは、ほかの町村から見ると、本当に借り入れしないで健全な運営をやっているのかなと思いきや、やはりさっき言った3分の1の法則からいくと、50億円あったら150億円のものがあつたらいいのではないかというふうにはなりませんけれども、そのぐらい基金との体力からいけば、相当な借り入れができるのではないかと。もちろん補助事業を狙いながらの話ですけれども。平成27年度の監査結果を見えていますけれども、陸別の公債比率それを見えますと、平成23年から9.6、あるいは24年、8.0、それから25年、7.6、それから26年が6.9、当年度というから27年ですけれども、それが6.6、これは一応、物の本によりますと、18%の公債比率になると、いわゆるサッカーで言えばイエローカードになると、そして25かな、超えると完全にレッド的なものを言われるということですからけれども、陸別の場合は6.6であれば、この倍を見ても13%くらいしかないという形からいくと、借り入れもまだ余裕があると私は思うのですね。

だからうまくお金を使って、そして体力のあるうちに陸別の存続を目指したほうがいいのではないかと思うのですけれども、もちろん町長は今、いろいろな関係機関に働きかけながら、いろいろそういう事業費を引っ張ってきているという面があるのですけれども、そういうことをしていってほしいし、実現してほしいと。お金のかかることだけを気にしないで、やはり陸別の体力、せつかく今の陸別の財政力からいけばすばらしい経営体なので、これを一つの転換に、転換期というのか、やっぱり有効な方法を使いながらやっていってほしいと思うのですけれども、その辺についての考え方はどうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 谷議員からは、エールを送っていただいたというふうに理解させていただきたいと思います。

きのうの予算の質疑でも出たこと、今もおっしゃっていましたが、やっぱり第1は陸別町を永遠に存続させるということが私たちの役目ではございますが、そればかり、お金ばかりで、貯めることばかりで、それにばかり目が行っていると肝心の今まで話している基幹産業が疲弊すると。そうしたら元も子もない、それは当たり前のことですし、それは常に頭の中に入れておくことでございます。

おっしゃるように陸別町、この管内で見ましても健全財政の部類だと思っています。50億円あるから、その3倍で150億円というのはちょっと極論すぎるのですが、そこら辺まで極端なことにはいかないにしても健全財政で、必要なときは財政出動ということもしっかりと考えていかなければならないと。先細りするのではなくて、やっぱりその健全財政ももっとよくするという、していかなければならないということも私らの役目だと思っていますので、そこら辺は一生懸命やっていきたいなと思います。

また、私も民間出でございまして、事業というのは、きのうもちょっとお話ししました。補助金が出れば、やっぱり補助金がたくさんあったほうが、後々楽なのは間違いないですし、有効的な少ない財政出動で大きな事業をやる、効率を上げるということが大事だと思っていますので、そこら辺も含めてこれから進んでいきたいと、かように思っております。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 最初から挑戦的な言い方で大変申しわけなかったのですけれども、いずれにしても町長自身が軸足を、町を守るのか、町民を守るのかという姿勢の中で、両方うまくいけばいいけれども、そうでないとなればやはり町民の産業をきちっと確立することによって活性化して、なおかつ町が維持できれば一番いいと思いますので、そのような姿勢はやっぱり当然としていってほしいなと思うのですけれども、私も残された時間、あと10分ぐらいだと思うのですけれども、最後に、今、クラスター事業というかクラスター協議会かな、開設されているのですけれども、実際にあって事業も動いているのですけれども、そのクラスター協議会の座長というか、会長は誰ですか、今。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今、声がありましたとおり、JAの西岡組合長でございます。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 私は、その辺もちょっと言いがかりをつけて申しわけないけれども、結局、いろいろな事業をするけれども、やっぱり町をくぐりながら来ているとなれば、やっぱり陸別の首長というのか、ドンは町長ですので、やっぱり野尻町長がクラスター事業を進める上での協議会というのは、やはり町長が務めるべきだと思う。決してJAの組合長が、私が率先してやると言ってはいないような気がするのですけれども、その辺について。もちろん協議会の中での協議だと思いますけれども、町長自身がトップとして、会長としてやっていってほしいと私は思うのですけれども、その辺についてはどうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） そこら辺、それぞれいろいろなとらえ方があると思います。どれが町長として、一番力を発揮しやすいのかということもいろいろたくさんあろうかと思っておりますので、そこら辺も考えて、私はJA組合長でよかったなと、そのように思っております。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 私は、希望的かもしれないけれども、クラスター事業というか、いろいろな補助の流れがあるのですよね。この本にもありますけれども、産地パワーアップ事業とか、あるいは担い手経営支援、国で予算化しています。そういうものをやっぱり受け皿としてあるのは町なのです。町が、町長がそういう形の協議会の中でトップでないと、やっぱり動きづらい面もあるし、また、動いても迫力がないと思いますので、その辺、今後、考えていってほしいと。

余談ですけども、足寄に芋貯蔵庫ができるというような話、新聞にも出ていました。その中でも結局、パワーアップ事業で企業体に取り組んで入ってくるのですけれども、これはかなり町長が動いて誘致したという話もあるし、この記事によりますと、その中で町は企業立地として固定資産税の免除、それから人件費の支援を行う方針だというふうに新聞では書かれているので、實際上そういうふうになるのかどうかわかりませんが、一応、活字になっていますので、そのような動きがあるかと思う。

そういった意味からいくと、やはりこういう動きというのは、当然、陸別の首長である町長がそういう座についていることが、いろいろな面で有利に働くのではないかと思いますので、その辺も考慮しながら今後考えていってほしいということを切にお願い申し上げまして、私の話を終わりたいと思います。

その辺についての最後の町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御意見として受けとめておきたいなと思います。いずれが頭であっても、前に向かっていく先の姿は同じものを求めていくということでございますし、最終的に議員おっしゃったように、私は最終責任もありますし、判断もしていかなければならない立場であると、そういうふうにはよく理解しております。

○議長（宮川 寛君） これで、一般質問を終わります。

---

### ◎日程第3 発議案第1号議員の派遣について

---

○議長（宮川 寛君） 日程第3 発議案第1号議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元にお配りしております発議案のとおり、7月4日に札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の議員研修会に議員全員を、8月22日に札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会に議会運営委員全員を、11月2日に更別村で開催される十勝町村議会議長会主催の議員研修会に、議員全員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、議長発議のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

平成29年度閉会中において、町村議会議長会、市町村議会議長、行政団体、関係団体等から突発的な研修会、集会等の参加要請があり、議会の招集が困難と認められる場合は、議長において派遣の決定の一任を願いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認め、そのように決定しました。

---

#### ◎日程第4 委員会の閉会中の継続調査について

---

○議長(宮川 寛君) 日程第4 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務常任委員会及び産業常任委員会の委員長から、会議規則第75条の規定による申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会の委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員会の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会の議決

---

○議長(宮川 寛君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

---

#### ◎閉会宣告

---

○議長(宮川 寛君) これで、本日の会議を閉じます。

平成29年陸別町議会3月定例会を閉会します。

閉会 午後 2時16分